

家庭での健康観察について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、もう一度以下の内容をご確認ください。

(1)～(5)に該当する場合は、出席停止となります。(欠席扱いにはなりません。)

必ず学校に電話でご連絡ください。登校は控え、ご家庭での休養をお願いします。

(1) 児童に発熱等かぜ症状がみられる場合

微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5°C前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がない、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔吐等 **平常と異なる体調全般を指します。**

【出席停止期間】 症状でのた日から、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで

●解熱剤などを服薬せず解熱した場合

	0日目	1日目（翌日）	2日目（翌々日）	3日目
発熱 (発症) 	発熱 <u>服用なし</u> 体温に解熱（平熱） 	平熱 (自宅休養) 	平熱 (自宅休養) 	登校OK 

●解熱剤を服用した場合

		0日目	1日目（翌日）	2日目（翌々日）	3日目
発熱 (発症) <u>服用あり</u> 	発熱 <u>服用あり</u> 痘に解熱 	平熱 	平熱 (自宅休養) 	平熱 (自宅休養) 	登校OK 

*ただし、医療機関を受診した場合は、主治医から登校可能と言われた日から登校できます。

(診断書などの書類の提出は不要です。担任にご連絡ください。)

(2) お子様または同居のご家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合

【出席停止期間】

感染の判明した日から、専門医が登校を許可するまで

(3) お子様または同居のご家族が、濃厚接触者と認定された場合

【出席停止期間】

濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間まで（目安は2週間）

(4) 同居のご家族が PCR検査を受検することとなった場合

【出席停止期間】

PCR 検査の結果が陰性と判明するまで

※所属する法人や団体などが積極的に陰性であることを確認するために独自に実施する抗体検査の場合は、対象外となります。

↓ 12月5日より変更項目

(5) 同居のご家族(兄弟も含む)どなたか1人でも、発熱等かぜ症状がみられる場合

微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5°C前後より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感

咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い味がしない、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔吐等 平常と異なる体調全般を指します。

【出席停止期間】 (1) と同様の扱い → 症状の日から、解熱剤などを服用せずに快癒すれば、その翌々日まで

★ 登校後、かぜ等症状がみられ早退する場合は、兄弟ともに早退となります。

★ 誤って出席された場合は、お迎えにきていただきます。